

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 55

[事務局] 稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16番2号

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令中！

コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、「**新しい生活様式**」の定着や感染リスクが高まる以下の「**5つの場面**」の回避が必要です。

- ①飲食を伴う**懇親会** ②大人数や長時間の**飲食** ③マスクなしでの**会話**  
④狭い空間での**共同生活** ⑤居場所の**切り替わり**

換気を良くして三密を避けよう！いつでもマスク・手洗い・消毒を忘れずに！  
また、巣ごもり消費に便乗して悪質商法などが増加する懸念があります。  
くれぐれもご注意ください。

## 悪質商法などに注意しましょう！

### ◎行政機関等の“なりすまし”

コロナ関連の給付金に必要なだとして金銭をだまし取ろうとする**給付金詐欺**や金融機関、大手企業を名乗り、電話やメールで登録情報の変更を促して個人情報を聞き出そうとする**フィッシング詐欺**が発生しています。⇒**電話・メールの発信元を十分確認しましょう！**

### ◎身に覚えのない商品の送り付け

身に覚えのないマスク等を送り付けられるトラブルが発生しています。⇒**慌てて事業者へ連絡しないで、使用せずに保管し、14日間経ってから処分しましょう！**

### ◎インターネット通販トラブル

「インターネットで注文した**商品が届かない**」「お試しと思ったら**定期購入**だった」等のトラブルが発生しています。不正に個人情報を抜き取る悪質な**偽ショッピングサイト**もあります。⇒**サイトのURLや規約等を十分確認しましょう！**

### ◎SNSを通じた悪質商法トラブル

「コロナの影響で収入が減ったので、副業を探したら情報商材を購入させられてだまされた」といった相談があります。⇒**SNSを通じたもうけ話にはご用心！**

### ◎コロナへの予防効果を標ぼうする不当表示

現時点では、新型コロナウイルスの予防商品に客観性・合理性は確認されていません。

**おかしいなと思ったら！心配なことがある場合には！**

**一人で悩まず、消費者ホットライン188(局番なしの3桁番号)にご相談ください。**

(情報提供元：消費者庁地方協力課)

# 相談事例(稚内市消費者センター)

## 冬季オリンピック観戦チケットの返金手続きをしたが返金されない。対処法は？

### 【相談内容】

2年前に冬季オリンピックのチケットを現地で購入し、クレジットで決済した。

しかし、競技は荒天のため開催日が変更となり、観戦不可のため帰国後にチケット返金申請をした。二週間後に「返金受付完了メール」が届き、更にか月後に事業者から受け取り口座番号などの問い合わせメールが届き、伝えた。

その後、返金は無く、一年以上経過後に再度返金を催促するメールを送ったが、返信メールは来ない。

クレジット会社へ相談するも契約の記録情報が確認できないので手立ては無いとのこと。諦めるしかないのか。

### 【対処】

一般的には、再度メールで期日を切って返金するよう申し出て下さいと助言するところですが、オリンピックが終わってから既に一年半以上経過しており、オリンピック委員会は既に解散していると思われるので、送付したメールに対応してもらえないことを期待できません。

そこで、海外の事業者との契約について相談できる窓口として、越境消費者センター（CCJ）を紹介します。

当該窓口は、電話での相談には対応していないので、ホームページの相談受付フォームから所定の書面を印刷してFAXで相談してください。

不明な点は再度センターへ  
問い合わせてください。



## 困った時には、稚内市消費者センターへ相談してください。

相談受付時間：月曜日～金曜日午前10時～午後4時（祝祭日は除く）

電話 0162-23-4133

FAX 0162-23-4134

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

### ☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。

向う3ヶ月の【実施日】 2月14日 ・ 3月14日 ・ 4月11日

○ 相談時間は、午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

○ 事前に申し込みが必要です。相談を希望される方は、下記へご連絡願います。

☆ 稚内市環境水道部くらし環境課市民生活グループ 電話（直通）23-6413